

IX 管理運営・財務

1 管理運営

[1] 現状の説明

<1> 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本法人は創立 80 周年を迎えた 2008 年に、20 年後の創立 100 周年に向け、「学校法人神奈川大学将来構想（以下、将来構想）」《資料IX-1-1》を策定するとともに、2014 年 1 月に策定した「管理運営方針」の中でも将来構想の実現を目指すことを明記している。将来構想策定にあたっては創立者の意志である「建学の精神」を改めて確認し、今後学園の普遍的な指針となる「使命（ミッション）」のもとに、20 年後の本学園の「将来像（ビジョン）」を明確にするとともに、「学園の基本方針」「経営の方針」を策定した。

将来構想を推進する機関として、理事長を議長とする将来構想推進委員会を設置し、2010 年 4 月に 2015 年度までの 6 年間の目標、及び取り組む具体的な計画を「中期実行計画」としてまとめた。その後、2012 年度の間見直しにより、2013 年 4 月に改訂し、現在、改訂第一期中期実行計画として推進している。中期実行計画は、大学に関する項目を大学部門、附属学校に関する項目を附属学校部門、財務・施設等基盤的な項目を基盤整備部門とし、将来構想推進委員会の下に 3 つの部会（大学部会、附属学校部会、基盤整備部会）を置き、それぞれ学長、附属学校校長、事務局長が部会長を務めている。大学部門は、教育の質の向上、競争力のある新たな教育組織の設置、国際化の推進、就職支援の強化を重点方針とし、66 項目の計画を、附属学校部門は、のびのびとした校風と高い進学実績の維持、地域で一番の中高一貫共学校を重点方針とし、16 項目の計画を、そして、基盤整備部門は、経営基盤の強化、3 キャンパスの連携と有効活用を重点方針とし、25 項目の計画を推進している。

将来構想は、ホームページの「本学の情報」サイト《資料IX-1-2 No.3》において学内外に広く発信し、大学構成員に対しては、『学校法人神奈川大学将来構想第一期中期実行計画（改訂版）』の冊子及びハンディリーフレット《資料IX-1-3》を配付するなど周知に努めている。また、管理運営方針は、本学における基本的な各種の方針をまとめた「神奈川大学の基本方針 2014」《資料IX-1-4、pp. 47-50》に掲載し、大学構成員及び高等学校等に配付するとともに、上記のホームページに掲載している。

【管理運営方針】

本学は、建学の精神のもとに、時代とともに変化する社会の要請に応え、教育研究機関としての使命及び役割を果たすため、学校法人神奈川大学将来構想の実現を目指すことを管理運営方針とします。

2) 意思決定プロセスの明確化

本法人においては、「学校法人神奈川大学寄附行為」《資料IX-1-5》第 18 条第 1 項により、

理事会《資料IX-1-6》が法人業務の最終意思決定機関であることが明確にされている。理事会で審議決定する事項については「学校法人神奈川大学寄附行為施行規則」《資料IX-1-7》第13条において21項目が定められている。また、「学校法人神奈川大学寄附行為」第25条第1項により、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない事項も明確にされている。理事長の協議機関として常務理事会が置かれ、「学校法人神奈川大学寄附行為施行規則」第17条により協議事項が示されており、日常業務の執行のほか、理事会及び評議員会に付議すべきことを協議することなどが定められている。このように本法人における意思決定プロセスは明確に定められており、適切に運営されている《資料IX-1-35》。

学長を中心とする教学部門の意思決定プロセスについては、教授会の自治を尊重し民主的議論を積み重ねながら学内合意を得る体制を整えている《資料IX-1-8》。学長は「学校法人神奈川大学寄附行為」第6条第1項第1号の規定により、職務上教学を代表する理事として位置づけられ、教学の意思決定を統督し、学校法人の運営において重要な役割を果たしている。

教学における重要事項を審議する機関として「神奈川大学学則」第6条《資料IX-1-9》に評議会《資料IX-1-10》の設置が規定されており、大学の教育研究に関する意思決定は、原則として各学部教授会、各種全学委員会での審議を経て評議会において決定する。後述する学部長会においては、評議会に付議する案件、もしくは教授会に付議する案件について協議し、その過程で提起された意見等を反映、あるいは調整したうえで付議しているため、提案の趣旨・目的等が十分周知され、円滑な運営がなされている《資料IX-1-11》。評議会において、最終的な意思決定が行われた後、事案に応じて常務理事会、理事会に上程される。なお、大学院においては、大学院委員会、大学院研究科委員会、大学院研究科委員長会議が、それぞれ評議会、教授会、学部長会と同様の機能を担っている《資料IX-1-12》。

また、本学が「新しい時代に対応し社会の信託にこたえうる大学として発展するよう、大学の基本理念と将来計画を明確化し、これを具体化するために、教学の側から審議すること」を目的とし、「神奈川大学教学改革委員会」《資料IX-1-13》を設置している。同委員会の構成は、学長を議長とし、副学長、各学部長及び大学院法務研究科委員長、各学部選出の評議員のうち各1名及び大学院法務研究科委員会選出の大学院委員会委員のうち1名、その他委員会に諮り学長が指名する者である。審議事項として、教学の基本的な重要案件に位置づけられる、大学の基本理念、大学改革の基本方針、大学院の整備・拡充、教学環境整備などについて学長の諮問に応じて審議、承認後、教授会等の審議に付される。

さらに、様々な課題を抱える大学院の基本理念と将来計画を明確にし、それに基づく政策を具体化するため、2014年4月に「大学院政策委員会」《資料IX-1-14》が設置された。審議事項としては、上記の教学改革委員会の審議事項のうち主として大学院に係る事項であり、委員構成は、副学長、大学院共通の教務的事項を審議する大学院学務委員会の長（大学院学務委員長）、各研究科から選出された委員1名、その他大学院委員長が指名する者である。審議プロセスは教学改革委員会と同様、大学院政策委員会の審議・決定に基づき各研究科委員会の議を経て、最終的に大学院委員会で審議・決定されることとなる。

3) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

前述のとおり、「学校法人神奈川大学寄附行為」第18条第1項により、「この法人の業務の決定は、理事会において行う」と理事会が法人業務の最終意思決定機関であることが明

確にされており、理事会で審議・決定する事項については「学校法人神奈川大学寄附行為施行規則」第13条において定められている。また、教学組織での意思決定は評議会（大学院は大学院委員会）においてなされる。教学で最終決定した事項のうち、「学校法人神奈川大学寄附行為施行規則」第17条において規定されている事項に基づき常務理事会、理事会において協議、決定される。具体的には、学則変更及び教学に関わる各種規程の制定及び改正、人事案件等について審議に付すこととしている。

法人の代表者である理事長の職務については、「学校法人神奈川大学寄附行為」第12条により、「理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する」と規定している。教学の代表者である学長の職務については、学則第5条の2により、「学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。

4) 教授会の権限と責任の明確化

学校教育法第93条第1項において「大学には、重要な事項を審議するため、教授会をおかなければならない」ことが規定されている。

本学においては、「神奈川大学学則」第6条の2第3項及び各学部規程に基づき各学部に教授会が設置され、教授会においては、①教員人事に関する事項、②研究に関する事項、③教育に関する事項、④学生の入学、卒業、転部・転科、休学、退学その他身上に関する事項、⑤学部の予算作成及び実施に関する事項、⑥学部長から付議された事項、⑦その他教授会が必要と認めた事項など、教学の基本に係る事項について審議することが定められている。定例の教授会は学部長が招集し、議長には学部長があたる。教授会の構成員は各学部所属の専任の教授、准教授及び助教であり、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

教授会は全構成員の2分の1以上の出席を成立要件とし、議事は出席した構成員の過半数をもって決する。ただし、人事等の重要事項については、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。臨時教授会は学部長が必要と認めたとき、もしくは教授会構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を明示して教授会開催の請求があったときは学部長が招集する。

学部の意思決定機関である教授会は、重要な事項と行政上の責任と権限を有している。とりわけ教育課程並びに教員人事は教育研究の要であり、最も重要な審議事項に位置づけられている。大学は教授会の自治を尊重し、特にカリキュラム編成、教員人事等に関する意思決定について教授会の意向が十分反映されるよう、各教授会の審議を基礎に運営されるものとされ、適切かつ民主的な運営がなされている。現状では総じて教授会の責任と権限の明確化が図られているといえる。

一方、大学院においては、研究科委員会が教授会と同様の機能を担っている。ただし、大学院は、法務研究科を除き、専任教員の採用権を有していないため、教員人事に関しては、大学院の担当人事のみを扱うこととなっている。